

【公表用】

令和5年度諮問第1号

令和5年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

第2 事案の概要

審査請求人と処分庁市川市長に争いの無い事実及び提出済の資料から認められる事案の概要は、以下のとおりである。

- 1 処分庁は、審査請求人に対し、平成2年度に平成2年度市民税・県民税（以下、これらの税をまとめて「市県民税」という。）賦課決定処分を、また、平成3年度に平成3年度市県民税賦課決定処分（以下、これらをあわせて「本件賦課決定処分」という。）を行い、本件賦課決定処分に係る納税通知書を送付した。
- 2 審査請求人は、本件賦課決定処分のうち、処分庁提出の令和5年1月19日付け弁明書別紙（以下「本件弁明書別紙」という。）の「課税年度」欄及び同「期別」欄記載の同「税額（円）」欄記載の各税額（以下「本件未納本税」という。）について、同「納期限」欄記載の各納期限までに納付しなかった。
そこで、処分庁は、審査請求人に対し、本件未納本税について、それぞれ、同「督促状送付日」欄記載の日に督促状を送付し、審査請求人に送達された。
しかし、審査請求人は、上記各督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにそれぞれの督促状に係る本件未納本税を完納しなかった。
- 3 その後、処分庁は本件未納本税について滞納処分を行い、平成18年9月5日付け及び同月6日付けで本件未納本税は完納となり、併せて延滞金の額が確定した。

そのうえで、本件未納本税に対する各延滞金については、本件弁明書別紙

【公表用】

「（※）延滞金に係る経緯」欄記載の経緯を経て、同「本件差押処分時における滞納処分量」欄における「延滞金（円）（※）」欄記載の各延滞金合計■■■■円（以下「本件滞納金」という。）が残金となった。

- 4 そこで、処分庁は、審査請求人に係る本件滞納金について、差押え等の滞納処分を行うこととし、令和4年8月17日、第三債務者である■■■■■■■■■■■■■■■■■■（以下「本件第三債務者」という。）■■支店に対し、債権差押通知書を送付したところ、同月18日、同支店に到達したことにより、審査請求人に対する差押えの効力が生じた（以下、審査請求人が同支店に対して有する普通預金の債権差押通知書が到達した日現在の預金残高のうち、本件滞納金の額の払戻請求権を差し押さえた処分を「本件差押処分」という。）。

そして、同月19日、処分庁は、審査請求人に対し、本件差押処分に係る差押調書（謄本）を送付した。

第3 本件審査の対象

本件の審理における審査の対象は、本件差押処分が違法又は不当か否かである。

第4 審理関係人の主張の要旨

審査請求人及び処分庁から提出された各書面からうかがえる各審理関係人の主張の要旨は、それぞれ以下のとおりである。

1 審査請求人の主張

審査請求人の独創による■■■■■■■■■■のアイデア等（以下「審査請求人主張のアイデア等」という。）は120兆円の価値があるところ、行政機関による盗聴ないし盗撮被害を受けた結果、同額の損害が生じたため、審査請求人はその損害賠償請求権（以下「審査請求人主張の損害賠償請求権」という。）を有している。

本件差押処分、並びにその前提として賦課された本税及び利息の賦課処分（本件の審理手続において、弁明書等により本件賦課決定処分であることが特定され

【公表用】

た。)については、本件賦課決定処分に係る徴収金と審査請求人主張の損害賠償請求権とを相済（審査請求人は、令和4年10月22日付け補正書において本件賦課決定処分に係る徴収金を審査請求人主張の損害賠償請求権から差引決済するよう求めていることから、令和4年9月26日付け補正書記載の「相済」とは「相殺」の趣旨と思われる。）されるべきである。

したがって、本件賦課決定処分に係る徴収金は存在しないから、本件賦課決定処分及びそれを前提とする本件差押処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

市県民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市の徴税吏員は、当該市県民税に係る地方団体の徴収金につき、当該滞納者の財産を差し押えなければならないところ（地方税法331条1項1号、6項、335条）、処分庁はその規定に従って本件差押処分を行い、差押調書の作成及び審査請求人への交付（国税徴収法54条）、並びに本件第三債務者への債権差押通知書の送達（国税徴収法62条）を行ったものである。

したがって、本件差押処分については、何ら違法又は不当な点はない。

第5 調査審議の経過

令和5年5月12日 審査庁から諮問受理

令和5年10月2日 第1回審議

令和5年11月10日 第2回審議

第6 審理員意見の要旨

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

【公表用】

第7 審査会の判断

1 本件に係る法令等の規定について

個人の市県民税は、県内及び市内に住所を有する個人が納税義務者となり（地方税法24条1項1号、294条1項1号）、納税義務者が居住する市町村が、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により賦課徴収を行い（地方税法（特に断りのない限り、本件賦課決定処分に関する規定については本件賦課決定処分時の、本件差押処分に関する規定については本件差押処分時のもの。以下同じ。）41条、43条、319条）、普通徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税通知書を納税者に交付して行う（地方税法319条の2第1項）。

また、市県民税の納税者は、納期限後にその税金を納付する場合、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない（地方税法326条1項1号）。

そして、納税者が納期限までに市県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない（地方税法329条1項。ただし、訓示規定（徳島地裁昭和30年12月27日判決・行集6巻12号2887頁））。

さらに、市県民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない（地方税法331条1項1号、335条）、市県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている（地方税法331条6項）。

そのうえで、国税徴収法は、滞納者が督促を受け、その督促に係る税をその督

【公表用】

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の税につきその財産を差し押さえなければならないとし（47条1項1号）、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるとき等は、その謄本を滞納者に交付しなければならないとする（54条2号）。そして、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、その効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるとされている（62条1項、3項）。

なお、地方団体の徴収金と地方団体に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない（地方税法20条の9）。

2 本件差押処分について

審査請求人は、本件差押処分の前提である本件賦課決定処分に係る徴収金は、審査請求人主張の損害賠償請求権と相殺されたから存在せず、したがって、本件差押処分は前提を欠くから違法であると主張する。

しかし、審査請求人主張のアイデア等の内容、評価額、処分庁による盗聴ないし盗撮被害の事実（審査請求人は盗聴等の主体を行政機関としか主張していない）など審査請求人が主張する各事情は、いずれも明確でなく、立証もされていないから、審査請求人主張の損害賠償請求権の発生を認めることはできない。

また、そもそも、本件賦課決定処分に係る徴収金と審査請求人主張の損害賠償請求権とは、相殺することができないことから（地方税法20条の9）、それらが相殺されたことを前提とする審査請求人の主張には理由がない。

さらに、本件差押処分については、上記第2のとおり、処分庁は本件未納本税について督促状を送付し、その日から10日を経過した日までに審査請求人による納付がなかったことから、平成18年9月に本件未納本税に係る滞納処分を行い、上記滞納処分により確定した延滞金の残金である、本件滞納金について審査請求人の預金債権を差し押さえるため、債権差押通知書を本件第三債務者に送達

【公表用】

し、また、差押調書を作成してその謄本を審査請求人に交付したことが認められる。

以上の手続は、上記第7・1の法令等の規定に沿ったものであるから、本件差押処分に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

以上

令和5年11月10日

市川市行政不服審査会

委員 小島 千鶴

委員 越川 新太郎

委員 富吉 久